

看護教育におけるヤングケアラーの教材の有効性に関する検討

山野井尚美¹⁾*・栗本一美¹⁾・郷木義子¹⁾・三上ゆみ²⁾

1) 新見公立大学健康科学部看護学科 2) 新見公立大学健康科学部健康福祉学科

(2023年9月20日受付、11月15日受理)

ヤングケアラーとは、通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを示すが、家庭内の問題と捉えられることも多く、介入の困難さに加え本人や家族の認識の低さなどから支援の必要性は表明化しにくいとの指摘がある。看護学生への講義でヤングケアラーの記事を教材として使用し、学修内容の傾向と課題について分析を行い、学びと課題を抽出した。その結果、ヤングケアラーのことを約6割が聞いたことがなく、認知度を高めることが喫緊の課題であることが明らかにされた。また、看護学生の考える連携先は、「学校や先生」、「地域」、「訪問看護師」や「養護教諭」などであった。また、児童生徒への支援では、「学校・地域の支援体制づくり」や《負担を減らすためのサービス利用》、《必要な学習支援》、《精神的負担の軽減》のカテゴリが抽出された。看護学生は、地域に視点を持ち、幅広い連携先やできることを考えていた。今後は、明らかになった傾向を、看護学生にとどまらず、福祉や教育分野の学生の現状も把握し、比較検討していくことが必要である。また、看護学生と福祉の学生、養護教諭コースの学生それぞれの教育内容の課題を明らかにすることで、学修内容の傾向に照らした同一教材の開発に繋がることを示唆された。

(キーワード) ヤングケアラー、看護学生、教育、同一教材開発

はじめに

わが国では、2019年3月の三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる要保護児童対策地域協議会を対象にした、ヤングケアラーの実態調査により、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの現状が明らかにされたばかりである¹⁾。それ以降、厚生労働省と文部科学省の連携による実態調査²⁾の実施や、骨太方針2021ではヤングケアラー支援や社会的認知度の向上に取り組む方針が示された。2022年度にはヤングケアラー支援体制強化事業³⁾として支援の推進が図られるなど、ヤングケアラーが注目されてきている。2023年4月に厚生労働省からこども家庭庁に移管し、国においても、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要視されている。全国の自治体では、2020年3月に埼玉県で日本初となるケアラー支援条例が成立し、自治体に条例誕生が広がっている。2022年8月現在、埼玉県、茨城県及び那須町の条例は議員提案により制定され、総社市、備前市などの条例は首長提案により制定されている⁴⁾。しかしながら、ヤングケアラー支援は始まったばかりであり、すべての自治体において取り組まれているとは言い難い。また、筆者らの研究⁵⁾では、福祉、介護、医療、教育の連携の必要性について述べられているも

の、具体的な支援の方策はまだ手探りの状況であった。

そこで今回、ヤングケアラーについて、全国で行われた調査結果が掲載された記事を学修教材として使用した。記事から読み取ったことや、誰と連携すればよいか、児童・生徒に対するできる支援について、自由記載したレポートを分析し、看護学生に対し専門職として基本的な知識をどう教授していくか検討した。

I. 研究目的

看護学生における、ヤングケアラー教材を使用した学修内容の傾向と課題について分析を行い、教育内容の課題を明らかにする。また、課題の傾向に照らした同一教材の開発に繋げる基礎的資料とする。

II. 研究方法

1. 研究デザイン
質的帰納的デザイン

2. 方法

1) 研究方法

山陽新聞2021年4月13日に掲載された厚生労働省と文部科学省が実施した、ヤングケアラー初実態調査の記事を教

*連絡先：山野井尚美 新見公立大学健康科学部看護学科 718-8585 新見市西方1263-2

材として用い、『ヤングケアラーについて知っているか』『新聞記事から読み取ったこと』『誰と連携していけばよいか』『児童生徒に対してできる支援』について、自由記載のレポートを求めた。その後、学生のレポートから各項目の学びについて内容を抽出し、内容分析を行った。

2) 対象者：A大学看護学科2年次生83名

3) 調査期間：2021年5月～10月

4) 分析方法：

逐語録をデータクリーニングしたのち、KH Coder 3ソフトを使用し、テキストマイニング分析を行なった。語のそれぞれの出現パターンの関連性としてJaccard係数を算出した。Jaccard係数が大きいほど語と語の出現の関連性が強いことを意味し、図中では強い共起関係ほど太い線で表示した。最小出現数を図3では15、図4では8に設定したうえで頻出語上位の語から共起ネットワーク分析を行った。共起ネットワークの分析の語のグループをもとにカテゴリ化を行い、共起した語を中心とした原文を確認しながらカテゴリの解釈をしたうえで内容を反映するカテゴリ名称を付けた。

III. 倫理的配慮

対象者に目的、方法、意義、匿名性や結果の公表、成績と無関係であること、個名が特定されないように匿名性を厳守することを口頭と書面にて説明した。その後、対象者全員に同意書による研究協力の意思確認は、同意欄に○がされている学生のみ同意を得たと取り扱った。本研究は、新見公立大学倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号229)

IV. 結果

研究参加協力の得られた看護学科2年次生の学生81名(有効回97.5%)とした。

1. ヤングケアラーについての認知度

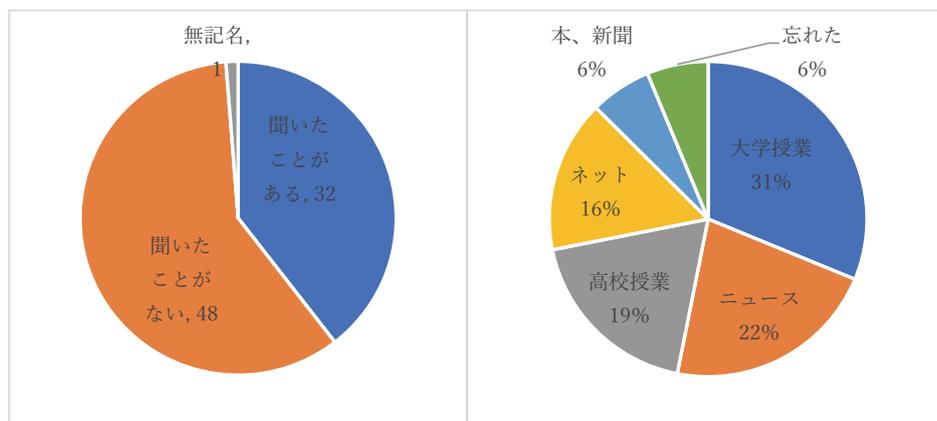


図1. ヤングケアラーについて聞いたこと(N=81) 図2. 聞いたことがある者の内訳(N=32)

ヤングケアラーという言葉が『聞いたことがある』が32名(39.5%)、『聞いたことがない』48名(59.3%)、『回答なし』が1名(1.2%)であった。(図1)さらに、『その言葉をどこで聞いたか』については、聞いたことがある学生のうち、『入学後大学で聞いた』が10名(31%)であった。『高校ですでに聞いたことがある』は6名(19%)であった(図1)。

聞いたことがある学生の情報源の内訳を見ると、講義が10名、TVが7名で、高校授業6名、インターネット5名、新聞1名で聞いたなどの回答であった。(図2)

2. 資料から読み取ったこと

看護学生が、資料からどのような点に注目し、気づきをするかを明らかにするために、『新聞記事から読み取ったこと』を自由記述するよう求めた。これらのデータをKH Coder3のテキストマイニングを用いて分析した。

逐語録に含まれる数は499であり、抽出語の総数は14,399語、異なる語は775語であった。出現数は上位20位までの出現頻度を示す(表1)。「世話」が210回、「ヤングケアラー」が184回、「高校生」が107回、「中学生」が96回出現した。

抽出語の共起ネットワークを図3に示した。共起ネットワーク分析からは、抽出語は5つのカテゴリとして分類さ

表1. 「新聞から読み取ったこと」抽出語の出現数

N=499					
順位	複合語	出現数(回)	順位	複合語	出現数(回)
1	世話	210	11	きょうだい	66
2	ヤングケアラー	184	12	感じる	64
3	高校生	107	13	半数	61
4	中学生	96	14	障害	56
5	時間	94	15	子ども	55
6	家族	81	16	相談	53
7	割合	80	17	精神	49
8	支援	76	18	必要	48
9	多い	73	18	父母	48
10	生徒	71	19	理由	47
			20	身体	46

れ、それぞれのカテゴリを楕円でまとめて示した。加えて、共起したカテゴリごとに、カテゴリ名称を《》、共起した語を「」、代表的データを《》とし、表2に示した。

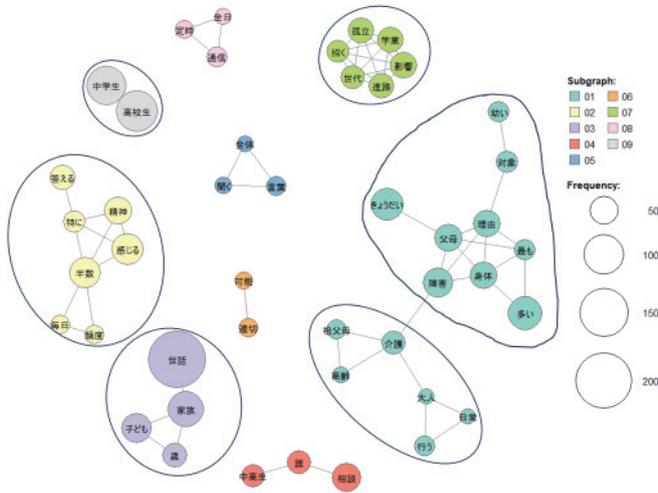


図3. 「新聞から読み取ったこと」の共起ネットワーク
円の大きさは、出現回数を表す。最小出現数15 Jaccard係数は0.2以上で表示強い共起関係ほど太い線で示す

表2. 「新聞記事から読み取ったこと」におけるカテゴリ名称と共起語および代表的データ

カテゴリ名称	共起した語	《代表的データ》(抜粋)
ケアの要因 (420)	多い(73) きょうだい(66) 障害(56) 父母(48) 理由(47) 身体(46) 対象(29) 最も(28) 幼い(27)	・2～3割が父母の世話で身体障害が多い ・中学より高校生の方が、父母や祖父母の世話をしている ・身体障害者の父母の介護をしている中高生が多い ・きょうだい、幼いためがり割 ・祖父母、高齢、介護、1～2割 ・きょうだいの介護が多く驚いた ・世話をするのに、きつさはないと答えている ・無理をしている
ケアの対象 (384)	世話(210) 家族(81) 子ども(55) 歳(高齢)(38)	・世話をする対象は、高齢者や介護の必要な祖父母 ・父母は子どもが世話をしている ・6割は誰にも相談していない、問題が知られていない
重い負担 (286)	感じる(64) 半数(61) 精神(49) 答える(39) 特に(29) 頻度(22) 毎日(22)	・1～2割の人が「精神的にきつ」と感じている ・多い人では7時間以上世話をしており、精神的にもきつ ・精神的苦痛を感じている子どもが多い ・誰にも相談できず精神的なストレスや疲労をかかえている ・周囲の理解が得られにくく、相談しにくい環境がある ・認知度が低いのではないかと
子どもへの影響 (236)	影響(45) 学業(42) 孤立(42) 進路(39) 世代(36) 招く(32)	・世話をすることにより、学業の進路への影響が出ている ・学業や進路への影響だけでなく同世代からの孤立を招く ・友人と遊ぶ時間が減少するなど社会的孤立に陥る可能性あり ・日常生活への負担がかかる ・定時制高校に通学している高校生の割合が高い
ケアの実際 (132)	介護(36) 祖父母(24) 行う(26) 高齢(16) 大人(15) 日常(15)	・祖父母などの高齢者への介護を学生が行っている ・サービスを頼む経済的余裕がない ・世話をする頻度は毎日 ・幼い頃から世話をすることが当たり前、負担を感じにくい ・2割の生徒は高齢や介護が必要な祖父母の世話をしている ・身体障害がある人の世話は、大人も負担大、中高生も負担大

カテゴリごとの詳細を見ていくと、「多い」、「きょうだい」、「障害」、「父母」、「理由」、「身体」などの語で構成され、原文と合わせてどのように使われているか代表的なデータを照らしてみると、〈父母やきょうだいの世話をしている中学生高校生が多くなっている〉、〈障害のある父母やきょうだいの世話をしている〉、〈祖父母よりも父母の世話をしているヤングケアラーが多い〉、〈2～3割が父母の世話で身体障害が多い〉、〈中学より高校生の方

が、父母や祖父母の世話をしている〉、〈きょうだい、幼いため、7割〉、〈祖父母、高齢、介護、1～2割〉等のデータがあり、〈ケアの要因〉というカテゴリ名とした。

「世話」、「家族」、「子ども」、「歳(高齢)」という語で構成されるカテゴリ内には、〈世話をしている対象は高齢者や介護の必要な祖父母〉、〈父母を子どもが世話〉、〈6割弱がだれにも相談したことがない〉等のデータがあり、〈ケアの対象〉というカテゴリ名とした。

「感じる」、「半数」、「精神」、「答える」、「特に」、「頻度」、「毎日」という語で構成されるカテゴリ内には、〈1～2割が精神的にきつと感じている〉、〈多いものでは7時間以上世話をしており精神的にもきつ〉、〈精神的苦痛を感じている子どもがいる〉、〈誰にも相談できず精神的なストレスや疲労をかかえている〉、〈ヤングケアラーの認知度が低い〉等のデータから、〈重い負担感〉というカテゴリ名とした。

さらに、「影響」、「学業」、「孤立」、「進路」、「世代」、「招く」という語から構成されるカテゴリ内には、〈世話をすることにより学業の進路への影響が出ている〉、〈学業、進路への影響だけでなく同世代からの孤立を招く〉、〈社会的孤立に陥る可能性〉、〈定時制高校に通っている割合が高い〉等のデータから、〈子どもへの影響〉というカテゴリ名とした。

「介護」、「祖父母」、「行う」、「高齢」、「大人」、「日常」という語から構成されるカテゴリ内には、〈祖父母などの高齢者の介護を学生が行っている〉、〈サービスを頼む経済的余裕がない〉、〈幼いころから世話をすることが当たり前になっている〉等のデータから、〈ケアの実際〉というカテゴリ名とした。

3. 誰と連携していけばよいと考えるか

ヤングケアラーの問題を解決するために連携は欠かせないものであり、看護学生が、「誰と連携していけばよいと考えるか」を自由記述するよう求めた(表3)。

結果、もっとも多かったのは「学校・先生」60回、「地域」16回、「要保護児童対策地域協議会」13回、「地域全体」12回、「福祉関係職員」11回、「看護師・訪問看護師」9回、「スクールカウンセラー」9回、「保健師」8回、「養護教諭」7回で、保健、医療、教育の専門職との連携が上位に挙がった。「保育園・幼稚園」は7回で、「教育委員会」6回、「市役所」、地域包括支援センターは5回であった。

4. 児童・生徒に対してできる支援は何か

新聞記事を読んで、学生はどのような支援をイメージするかを明らかにするために、このような児童・生徒に対してできる支援は何かについて尋ねた。

逐語録に含まれる数は331であり、抽出後の総数は827語、異なる語は324語であった。出現数は上位20位までの出現頻度を示す(表4)。

「支援」119回、続いて「ヤングケアラー」が101回、

表3. 「誰と連携していけばよいか」抽出語の出現数

N=238		
順位	複合語	出現数(回)
1	学校・先生	60
2	地域	16
3	要保護児童対策地域協議会	13
4	地域全体	12
5	福祉関係職員	11
6	看護師・訪問看護師	9
6	スクールカウンセラー	9
8	保健師	8
9	養護教諭	7
9	保育園・幼稚園(保育士含む)	7
11	教育委員会	6
12	市役所	5
12	地域包括支援センター	5
13	国・都道府県	5
15	ケアマネジャー	4
15	児童相談所	4
15	親戚	4
15	スクールソーシャルワーカー	4
15	介護福祉士	4
19	社会福祉士	3
20	家族	2

表4. 「児童生徒に対してできる支援」抽出語の出現数

N=331		
順位	複合語	出現数(回)
1	支援	119
2	ヤングケアラー	101
3	考える	80
4	相談	79
5	思う	71
6	生徒	58
7	学校	51
8	サービス	49
9	必要	44
10	行う	41
10	介護	41
12	世話	37
13	時間	34
14	環境	33
14	負担	33
16	子ども	29
16	精神	29
18	人	28
19	家庭	25
19	学習	25
19	地域	25

「考える」80回、「相談」が79回、「思う」71回、「生徒」58回、「学校」51回、「サービス」49回、「必要」が44回出現した。

抽出語の共起ネットワークを図4に示した。上記ネットワーク分析から、抽出語は4つのカテゴリとして分類された。

カテゴリごとで見ると「支援」、「ヤングケアラー」、「考える」、「相談」、「思う」、「生徒」、「学校」、「必要」等という語で構成され、データを照らしてみると〈地域に密着した支援を考える〉、〈ヤングケアラーを早期に発見する仕組みをつくる〉、〈地域に相談できる人をつくる〉、〈学校の勉強のサポートを先生だけでなく地域の人の力をかりる〉、〈地域や友人に相談する体制をつくる〉、〈養護教諭やスクールカウンセラーの相談体制の充実〉、〈ヤングケアラーの認知度を高める〉等のデータから、〈学校・地域の支援体制づくり〉というカテゴリ名とした(表5)。

さらに、「サービス」、「介護」、「福祉」、「利用」、「訪問」、「家事」、「障害」「提供」、「看護」、「情報」等という語で形成され、データを照らしてみると〈負担を減らせるよう訪問看護や福祉サービスの導入〉、〈利用できるサービスの情報提供〉、〈地域生活支援の充実〉、

〈身体障害に対するサービスの導入〉等のデータから、〈負担を減らすためのサービスの利用〉というカテゴリ名とした。

「世話」、「時間」、「子ども」、「学習」、「家庭」、「家族」、「学業」、「遅れ」という語で構成され、データを照らしてみると〈学習を取り戻せるよう学習時間の確保〉、〈継続できる学習支援〉、〈学校で授業の理解度に応じた確認を実施してもらう〉、〈生徒の学ぶ権利を守る〉〈児童相談所などの公的機関と連携する〉、〈学べる場づくり〉、〈地域での学習支援を行う〉というデータから、〈必要な学習支援〉というカテゴリ名とした。

また、「負担」、「精神」、「人」、「軽減」、「感じる」、「減らす」という語で構成され、データを照らしてみると、〈他の学生にヤングケアラーを認知してもらうことで支援につながる〉〈ヤングケアラーの認知度をあげて周囲の理解を得る〉、〈悩みと辛さの相談窓口を設置する〉、〈話を聞いてあげる〉、〈ヤングケアラー同士の話し合える場づくり〉、〈SNSの活用や情報サイトの活用〉のデータから、〈精神的負担の軽減〉というカテゴリ名とした。

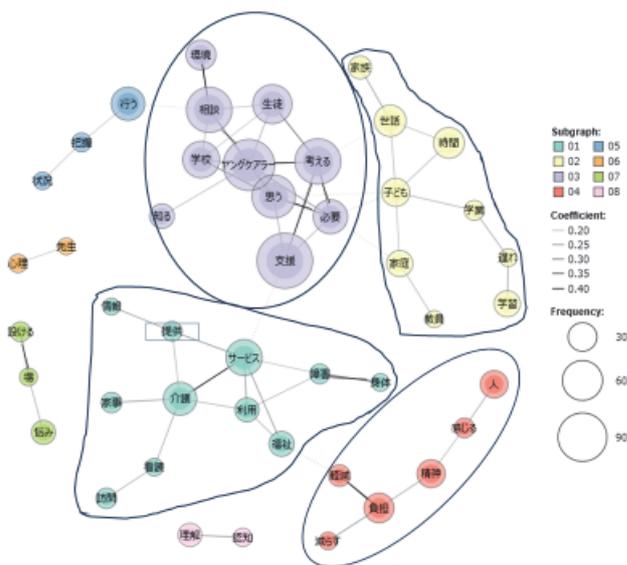


図4. 「児童生徒に対してできる支援」の共起ネットワーク
円の大きさは、出現回数を表す。最小出現数8 Jaccard係数は0.2以上で表示強い共起関係ほど太い線で示す

V. 考察

ヤングケアラーの実態に関する調査研究について、厚生労働省と文部科学省の2019年調査においても17名に1名の割合でその存在を発表している⁶⁾。ヤングケアラーの存在は、厚生労働省の特設ページや、TVやマスコミへの積極的な報道により認知度が高くなってきている。このことは、2019年の中高生調査では8割の者がその言葉を知らない

表5. 「児童・生徒に対してできる支援」におけるカテゴリ名称と共起語および代表的データ

カテゴリ名称	共起した語	代表的データ(抜粋)
学校・地域づくりの支援体制 (658)	支援(119)	・地域に密着した支援を考える
	ヤングケアラー(1)	・ヤングケアラーを早期に発見するしくみ
	考える(80)	・地域に相談できる人
	相談(79)	・学校の勉強のサポートを先生だけでなく地域の人の力をかりる
	思う(71)	・助けを必要としている人が、地域や友人に相談する体制
負担を減らすためのサービスの利用 (388)	生徒(58)	・養護教諭、スクールカウンセラーの相談体制の充実
	学校(51)	・ヤングケアラーの認知度を高める
	必要(44)	・相談しやすい教師と生徒の関係づくり
	環境(33)	・地域単位での児童に対する援助を関係機関と行っていく
	知る(22)	
必要な学習支援 (194)	サービス(49)	・負担を少しでも減らせるよう、訪問看護や福祉サービスを導入
	介護(41)	・利用できるサービスの情報提供
	福祉(23)	・地域生活支援の充実
	利用(21)	・身体障害に対するサービスの導入を図る
	訪問(15)	・経済的な支援、助成金を出すなど行政の支援
精神的負担の軽減 (132)	家事(15)	・介護保険の導入をすすめる
	障害(14)	
	提供(14)	
	看護(11)	
	身体(11)	
世話(37)	世話(37)	・学習を取り戻せるようにする、学習時間の確保
	時間(34)	・継続できる学習支援
	子ども(29)	・学校の授業の理解度に応じた確認を実施してもらう
	学習(25)	・生徒の学ぶ権利を守る
	家庭(25)	・児童相談所などの公的機関と連携を強化する
世話(37)	家庭(19)	・学べる場所づくり
	学業(14)	・地域での学習支援を行う
	遅れ(11)	
	負担(33)	・他の生徒にヤングケアラーを認知してもらうことで支援につながる
	精神(29)	・ヤングケアラーの認知度をあげて、周囲の理解を得る
世話(37)	人(28)	・悩みと辛さの相談窓口を設置する
	軽減(17)	・話を聞いてあげる
	感じる(14)	・ヤングケアラー同士の話し合える場所づくり
	減らす(11)	・SNSの活用や情報サイトの活用

いと回答していた。しかし、日本総合研究所の2022年1月の調査の一般国民調査において、一度は、『聞いたことがあり、内容も知っている』が29.8%、『聞いたことはあるが、よく知らない』が22.3%、『聞いたことはない』が48.0%とその言葉を何らかの形で知っているものの割合が高く変化していることから伺える⁷⁾。

今回、看護学生に対し、新聞記事に掲載されたヤングケアラー実態調査を教材として用いて、学生の学びの内容の分析を行った結果、ヤングケアラーという言葉の認知度は、約6割の看護学生が聞いたことがないと回答しており、一般国民と比較して同様の結果であった。

ヤングケアラーがいた場合の対応を認知度別に分析すると、認知度が高いほど具体的な行動に結びつきやすく、認知度が低いほど何もしない、わからないという割合が多くなっている⁸⁾。そのため、ヤングケアラーに対しての認知度を高めていくことは喫緊の課題である。

また、資料からの読み取りについては、父母やきょうだいの世話からくる負担感や影響、精神的なストレスや疲労を抱えている現状について学生は多くを読み取っていた。中高生では、家庭内の均衡が、ケア・介護への協力という形で表れている可能性がある。ケアの負担感について奥山は、16歳から25歳までのヤングケアラーに調査を行い、家族機能として『平等性』として親子間の勢力が均衡した状態であると『介護行為負担』『役割負担』への影響があると述べている⁹⁾。また、負担感を減らすためにできることとしては、学校と地域との支援体制づくりが必要であると多くあげられ、地域に密着した支援を考え、地域や友人、学校関係者と密な連携を図ることの必要性が明らかになっ

た。負担を減らすためのサービスの利用についても、訪問看護師や福祉サービスの利用につなげることや利用できるサービスの情報提供など、具体的な連携先をイメージするものが多くあげられた。ケアの負担による子どもへの影響を軽減するには必要がある一方で、精神的にきついと感じながらもきつさはないと答えていることから、かなり無理をしている現状が多く挙げられていた。このことは、ヤングケアラーの支援は、当然子どもにとって、学校生活に影響があり、身体的や精神的に不調を感じるほどの重い負担がかかっていることは大きな問題であると言える。そのため、周囲が早期に発見し、家族を単位とした地域での見守りと必要に応じた介入が求められる。

ヤングケアラーの問題は、家族が抱える課題が複雑で複雑化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのために、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められている¹⁰⁾。ヤングケアラーの子どもがケアを担う要因として、病気や障害を持つ家族がいるとき就労や稼働収入の制約など、低所得と結びつくといった貧困などに応じてケアを担う子どもが含まれる可能性があると述べている¹¹⁾。このように、複雑な要因や状況が親や子どもに影響を与えているため、看護の専門職として将来、多職種との連携は欠かせず、ヤングケアラーを支援していくうえで、医療的看護の視点に立ち、ニーズをとらえる力、ケアする力、意思決定を支える力、多職種の専門性を理解し連携できる力を育てることが望まれる。

渋谷は、家族のケアをしたという現実が事実だがそれだけでは終わらない。若いころにケアを行ったということは、現在の自分を作っている大事な部分であり、その後の人生を選ぶときの様々な選択につながっている。子どもがケアをしていたという一点をもって、非常に単純化してしまう構図がヤングケアラーという言葉には潜んでいる。ある子どもは自身があまりヤングケアラーと言われたいと述べている¹²⁾。このように、支援において、ヤングケアラーといわれる子どもたちは、自分のケアが否定されることがないように、自己肯定感を上げるための支援も同時に伝える必要があると考える。また、わが国のヤングケアラーへの支援は始まったばかりで支援プログラムは未成熟であるという課題があると考えられる。

次に、誰と連携していけばよいかについては、「学校・先生」、「地域」「要保護児童対策地域協議会」、「福祉関係職員」、「看護師・訪問看護師」、「スクールカウンセラー」、「保健師」、「養護教諭」などであり、具体的にイメージした職種を挙げていると思われた。

さらに、児童生徒に対してできる支援としては、＜地域に密着した支援を考える＞＜学校の勉強を地域の人の力をかりる＞＜ヤングケアラーの認知度を高める＞など、《学校・地域の支援体制づくり》が挙げられていた。この

ことは、地域に学校や地域との支援体制づくりや必要な学習支援体制をつくることで、学業への影響や、精神的・身体的な負担を取り除く支援につながると考える。また、ヤングケアラー本人が、外部に相談する、制度を利用する、という認識がない場合も少なくない。そのため、必要に応じて、福祉、介護、医療、教育などといった様々な分野が連携することは、潜在化しがちなヤングケアラーへの支援において重要であり、アウトリーチの重要性であると考えられる。厚生労働省では、2023年度当初予算に、『ヤングケアラー支援対策強化事業』のなかで、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や、ピアサポート相談支援体制の推進、オンラインサロンの運営など支援体制事業が開始されたところである。¹³⁾ これらの事業を活かしつつ、行政との連携をとることにより、必要なニーズに沿った援助と支援が期待される。

ヤングケアラーの問題は、家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状があり、子どもの心身の健やかな育ちのために、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強求められている¹⁰⁾。ヤングケアラーの子どものケアを担う要因として、病気や障害を持つ家族がいるとき就労や稼働収入の制約など、低所得と結びつくといった貧困などに応じてケアを担う子どもが含まれる可能性がある¹¹⁾と述べている¹¹⁾。このように、複雑な要因や状況が親や子どもに影響を与えているため、看護の専門職として将来、多職種との連携は欠かせず、ヤングケアラーを支援していくうえで、医療的看護の視点に立ち、ニーズをとらえる力、ケアする力、意思決定を支える力、多職種の専門性を理解し連携できる力を育てることが望まれる。また、三上らの福祉を学ぶ学生への調査¹⁴⁾では、負担を減らすため福祉サービスと連携を行うことで、子どものストレスや負担を軽減することに注目し地域や家族の視点は少なかったと述べている。看護学生は、家族へのかかわり支援や地域全体での取り組みの視点も多く学科よっての違いが明らかにされた。教育や子どもの環境を整える中での家族へのアプローチの方法も教育にとりくむ必要があると考える。また、看護学生は、将来ヤングケアラーに対して相談者となり、支援をつなぐ専門職となる。看護や医療が必要となる要因としては、病気や障害があるため福祉との連携や教育との連携は欠かせない。今回の分析結果から得られた学びをどう学修に反映させていくが検討が必要と考えられる。また、看護にとどまらず、福祉や教育といった他の養成学科との比較を行い、傾向に照らした教材開発につなげてまいりたい。

VI. 結論

本研究において、看護学生にヤングケアラー教材として新聞記事を使用して学生の学修内容の傾向と課題につい

て、KH Coder3でテキストマイニングを用いて分析した結果以下のことが明らかとなった。

1. 学生は、ヤングケアラーの言葉の認知度は約4割と低く、実情や内容など具体的な状況については知らなかったため、認知度の向上が喫緊の課題である。
2. 学生は、ヤングケアラーへの支援について「学校」、「地域」、「要保護児童対策地域協議会」、「福祉関係職員」、「訪問看護師」、「スクールカウンセラー」、「保健師」、「養護教諭」などの関係機関や専門職と連携をする必要があると考えていた。
3. 学生は、児童・生徒に対して、〈負担を減らすためのサービス利用〉、〈認知度の向上〉、〈必要な学習支援〉、〈学校の支援体制づくり〉、〈地域の支援体制づくり〉ができる支援として考えていた。
4. 学生は、家族へ支援の視点を持ち、地域と学校との連携の必要性を多く感じていた。また、訪問看護師、保健師、養護教諭などの専門職や公的機関や福祉と連携を行うことが必要であると考えていた。
5. 学生の傾向に照らした同一教材の開発のためには、学びの分析から得られた内容を基礎資料とし、他学科の学生の学びの状況把握と比較も行ってまいりたい。そうすることで、傾向に照らした同一教材の開発の必要性に繋がると考えられる。

利益相反

この研究に関する開示すべき利益相反はない。

文献

- 1) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部: ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書, 2021.
- 2) 厚生労働省: ヤングケアラーについて, <https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>. (検索日2023.8.22)
- 3) 厚生労働省子ども家庭局長通知: ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について, 子発 0331, 18, 2022. 3. (改正経過) こ支虐第56, 2023. 5.26.
- 4) 地方自治体研究機構: ケアラー支援に関する条例 2022.8.29更新, 2022. http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm (検索日2022.9.7)
- 5) 山野井尚美・栗本一美・三上ゆみ・郷木義子: 日本のヤングケアラーの現状に関する文献の動向, *国際ナショナルNursing Care Research*, 20 (3), 105-114, 2021.11.
- 6) 厚生労働省: 子家発 0704 第1号, 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について, 2020. [https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/4_kodomo-](https://www.mhlw.go.jp/topics/2020/01/dl/4_kodomo)

07.pdf (検索日 2022.9.10)

- 7) 日本総合研究所: ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書, 2022.4.
- 8) 澁谷智子: ヤングケアラーわたしの語り, 生活書院, 10) 6, 2021.
- 9) 奥山滋樹: ヤングケアラーにおける介護負担感に対する影響要因の検討～家族の関係性介護・ケアによる心理的体験の側面から～, 家族心理学研究33 (2), 73-85, 2020.
- 10) 責任監査法名トーマツ: 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～, 2022.
- 11) 亀山裕樹: ヤングケアラーをめぐる議論の構造 ～貧困の視点を中心に～, 北海道社会福祉研究41, 35-47, 2021.
- 12) 澁谷智子: ヤングケアラーわたしの語り, 生活書院, 3-9, 2021.
- 13) 森田久美子: 保健師に期待されるヤングケアラー支援へのかかわり, 保健師ジャーナル, 78 (4), 269-274, 2022.
- 14) 三上ゆみ・栗本一美・山野井尚美: 福祉教育におけるヤングケアラーの新聞記事を用いた教材の有効性に関する検討, 日本看護福祉学会誌, 28 (2), 181-187, 2023.